

平成 28 年 12 月 22 日（木曜日）午前 9 時 30 分 開 議

1、 出席議員

1 番（岡野能之君）	2 番（岡本経治君）	3 番（濱野良一君）
4 番（高橋正博君）	5 番（木場隆司君）	6 番（母倉正人君）
7 番（福本耕太君）	8 番（山崎勝義君）	9 番（川本貴也君）
10 番（井上正清君）	11 番（佐々木邦久君）	12 番（濱中幸三君）

2、 欠席議員 なし

3、 欠員 なし

地方自治法第 121 条による出席者

町 長（三枝邦彦）	参 事（宮原隆昌）
教 育 長（藤本義則）	企 画 課 長（椎木 孝）
総 務 課 長（鳥井基史）	福 祉 課 長（中井俊博）
税 務 課 長（笹山恵子）	住 民 環 境 課 長（石床勝則）
健康増進課長（奥村 忠）	農 林 水 産 課 長（川本公義）
建 設 課 長（濱口浩司）	教 育 総 務 課 長（佐伯浩二）
商工観光課長（宮原正行）	水 道 課 課 長 補 佐（山下竜一）
生涯学習課長（高橋幸光）	
出 納 室 課 長（木下公明）	
総務課副主幹（島原正喜）	総 務 課 係 長（山本詳司）

議会事務局職員

議会事務局長（須浪宏和）	書記（三木加奈子）
--------------	-----------

議事日程 第 2 号

別紙のとおり

平成28年12月土庄町議会定例会議事日程（第2号）

平成28年12月22日(木曜日)午前9時30分 開議

- 第 1 付託議案について各常任委員会の審査結果報告(総務建設常任委員会、教育民生常任委員会)
- 第 2 議案第1号 平成28年度土庄町一般会計補正予算(第3号)
- 第 3 議案第2号 平成28年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 4 議案第3号 平成28年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 5 議案第4号 平成28年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 6 議案第5号 平成28年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 第 7 議案第6号 平成28年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算(第1号)
- 第 8 議案第7号 平成28年度土庄町水道事業会計補正予算(第1号)
- 第 9 議案第8号 平成27年度土庄町水道事業利益剰余金処分について
- 第 10 議案第9号 土庄町税条例の一部を改正する条例
- 第 11 議案第10号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例
- 第 12 議案第11号 土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 第 13 議案第12号 土庄町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 第 14 議案第13号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第 15 議案第14号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 16 議案第15号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 第 17 議案第16号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 18 議案第17号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 第 19 議案第18号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について【土庄町】
- 第 20 議案第19号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について【土庄町】
- 第 21 議案第20号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川縣市町総合事務組合同約の一部変更について【大鐸財産区】

- 第 2 2 議案第 2 1 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う
財産処分について【大鐸財産区】
- 第 2 3 議案第 2 2 号 工事請負契約の変更について
- 第 2 4 議案第 2 3 号 工事請負契約の変更について
- 第 2 5 議案第 2 4 号 新たに生じた土地の確認について
- 第 2 6 議案第 2 5 号 字の区域の変更について
- 第 2 7 閉会中の継続調査申出について

開議

○議長（濱中幸三君）

おはようございます。

ただ今の出席議員は 12 名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

付託議案について各常任委員会の審査結果報告

○議長（濱中幸三君）

本日の議事日程はお手元に配布のとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第 1、付託議案について各常任委員会の審査結果報告を議題といたします。

本件に関し、各委員長の報告を求めます。

○議長（濱中幸三君）

総務建設常任委員長 山崎勝義君。

○総務建設常任委員長（山崎勝義君）

おはようございます。総務建設常任委員会に付託されました議案についてご報告申し上げます。議案第 1 号 平成 28 年度一般会計補正予算（第 3 号）の所管部分と議案第 2 号、第 4 号の特別会計補正予算、議案第 7 号の水道事業会計補正予算（第 1 号）、議案第 8 号の水道事業利益剰余金処分、議案第 9 号、議案第 13 号、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 16 号、議案第 17 号の条例関係、議案第 23 号の工事請負契約の変更について当委員会に付託されました。この案件について、12 月 20 日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果、付託されました全議案について原案どおり可決すべきものと決しました。所管課別に主な内容を報告させていただきます。

議会事務局所管部分について、臨時職員賃金は総務費からの組替えです。

出納室所管部分について、臨時職員賃金は、総務費からの組替えであり、消耗品費として印刷機トナー購入費を補正します。

税務課所管部分について、賦課徴収費では、過年度に係る税の還付金及び還付加算金を補正します。議案第 9 号 土庄町税条例の一部を改正する条例については、日本と台湾間で署名された二重課税の回避と脱税の防止のための取決めの実施のため法律が改正されたことに伴い、町の条例を改正するものであるとの説明がありました。

総務課所管部分について、総務事務費では、後納郵便の増加に伴う郵便料 150 万円、製本機の購入費用 59 万 4 千円、スポーツ振興奨励補助金、土庄高校閉校

記念事業支援金 100 万円を補正します。管財事務費では、旧大部小学校プール解体工事の実施設計委託料 44 万 8 千円、消防費では、ヘリポート発着場建設工事に係る小豆地区広域行政事務組合負担金 502 万 1 千円、消火栓の移設修繕費及び出動報酬を補正します。

委員から、郵便料の増額要因について質問があり、郵便物の増加に加えて、職員数の減少により職員の配達から郵送へ変更する地区が増加しているためであるとの回答がありました。

企画課所管部分について、一般会計全体の職員給与費については、ほとんどが本年 4 月 1 日付けの人事異動及び人事院勧告の給与改定に伴う増減であり、給料は 972 万 5 千円の減、職員手当は 199 万 9 千円の増となっています。少子化対策費のエンゼル祝金 50 万円は、対象者の増加に伴う補正です。

議案第 14 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正に伴う条例の一部改正であるとの説明がありました。議案第 15 号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、議案第 14 号と同様の理由による条例の一部改正であるとの説明がありました。議案第 16 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、平成 28 年人事院勧告及び一般職の職員の給与に関する法律等の改正に伴う条例の一部改正であるとの説明がありました。議案第 17 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、路線バス利用促進運動実施に伴い、通勤手当支給の特例を定めるため条例の一部改正するとの説明がありました。

委員から、路線バス利用促進運動に伴う通勤手当支給の特例について質問があり、毎週水曜日をノーマイカーデーとして、自動車等で通勤している職員が路線バスで通勤した場合、通勤手当を減額し、バス運賃を加算するとの回答がありました。

農林水産課所管部分について、有害鳥獣被害防止対策事業は、報酬を委託料に組み替えるほか、農道、水路のイノシシによる掘り起しの応急修繕する費用など 97 万円増額補正します。オリーブ生産拡大総合支援事業は、県費対象事業の追加要望に伴い、オリーブ植栽補助金 174 万 3 千円を増額補正します。町土地改良事業は、農道の境界確認のため、雑木等伐採委託料 15 万 8 千円増額補正します。林道整備事業 151 万 1 千円は、台風 16 号により被災した大部財産区有林内の小藪林道の修繕費です。災害復旧費では、農地災害復旧費 232 万 1 千円、農業用施設災害復旧費 358 万 8 千円、漁港災害復旧費 110 万円を増額補正します。いずれも台風 16 号などの被災に伴う災害復旧費です。

議案第 4 号 平成 28 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）

については、施設等修繕費として20万円増額補正するものです。議案第13号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、鳥獣被害対策実施隊員の報酬について、豊島地区で捕獲された個体を処理する隊員とそれ以外の隊員を区別するため、条例を一部改正するものであると説明がありました。

委員から、有害鳥獣により農地の法面に被害を受けた場合の修繕について質問があり、個人の農地の被害に対しては補助はないとの回答がありました。委員から、オリーブ生産拡大総合支援事業の対象者について質問があり、認定農業者であって、3反以上耕作していることが要件であるとの回答がありました。委員から、有害鳥獣の捕獲見込みについて質問があり、予算計上時には、有害鳥獣合計1,400頭を見込んでおり、11月末現在でイノシシ400頭、ニホンジカ349頭、ニホンザル59頭、計808頭を捕獲しているとの回答がありました。

商工観光課所管部分について、観光費では、来年4月から6月に実施される四国デスティネーションキャンペーンにより、四国に訪れる観光客の誘致を目的として設置する小豆島誘致実行委員会の負担金150万円及び石の絵手紙ロードの清掃委託料12万5千円を補正します。

建設課所管部分について、河川費では、2地区の水路修繕、3地区の生活排水施設整備に係る補正です。都市計画費では、大谷ポンプ場修正設計委託料として261万4千円を増額補正します。住宅費では、大部住宅建替事業に伴う集会所除却工事増加により206万6千円を補正します。公共土木施設災害復旧費252万7千円は、9月の台風16号により被災した道路・河川等の復旧費であります。

水道課所管部分について、議案第2号 平成28年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算(第2号)について歳入、歳出の合計金額の補正はなく、歳出については、人事院勧告及び夜間工事増加による人件費の増加、豊島簡易水道統合工事施工管理業務委託料の減額と遠方監視装置新設に伴う役務費及び使用料の増額、唐櫃貯水池の修繕費の増額です。

議案第7号 平成28年度土庄町水道事業会計補正予算(第1号)については、人事院勧告及び職員数増による人件費の増加、肥土山浄水場更新工事を広域企業団にて実施することによる継続費の廃止及びそれに伴う工事費や財源予定であった企業債借入額等の減額や納税する消費税の増額です。

議案第8号 平成27年度土庄町水道事業利益剰余金処分については、平成27年度に取り崩した建設改良積立金と同額及び平成27年度までに発生した長期前受金戻入額と同額を未処分利益剰余金から資本金へ処分するものです。

議案第23号 工事請負契約の変更については、豊島簡易水道事業統合工事請負契約について、布設工の増減及び共通仮設費の減額により契約金額が減額になるとの説明がありました。

以上、総務建設常任委員会へ付託されました案件の審査内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長 佐々木邦久君。

○教育民生常任委員長（佐々木邦久君）

おはようございます。教育民生常任委員会からの報告をします。議案第1号 平成28年度一般会計補正予算（第3号）の所管部分と議案第3号、第5号及び第6号の特別会計補正予算、議案第10号、議案第11号、議案第12号の条例関係、議案第22号の工事請負契約の変更について当委員会に付託されました。この案件について、12月20日に委員会を開催し、審査いたしました。審査の結果、付託されました全議案について原案どおり可決すべきものと決しました。所管課別に、主な内容を報告させていただきます。

住民環境課所管部分について、隣保館運営費では、臨時職員の退職に伴う引継ぎに係る賃金を補正します。老朽危険空き家除去支援事業については、申請件数が多いことから、2件分を補正するものです。塵芥処理費では、町指定ごみ袋の購入費用減少などにより減額補正します。塵芥処理施設維持管理費では、重機の修繕費などを増額補正します。し尿処理費では、御影浄苑の職員の退職に伴い人件費を減額補正します。

福祉課所管部分について、臨時福祉給付金給付事業は、消費税増税の負担緩和として実施するものであり、平成29年4月から平成31年9月までの2年半分を支給するものです。1人あたり1万5千円、財源は全額国庫補助金です。ひとり親家庭等医療費支給事業については医療費の増加による補正であり、障害者及び児童福祉の各事業については、前年度の精算による国または県への返還金の補正です。

議案第3号 国民健康保険事業特別会計補正予算では、平成30年度からの国保広域化に伴うシステム改修費用、一般及び退職被保険者の療養給付費、療養費、高額療養費を増額補正します。また、後期高齢者支援金、前期高齢者納付金、介護納付金は、加入者1人あたりの負担額確定に伴う補正です。

議案第5号 介護保険事業特別会計補正予算では、平成30年度から平成32年度の3年間で策定期間とする高齢者福祉・介護保険計画に必要な調査委託料を増額補正します。介護給付費については、本年度の給付見込みにより各サービスごとに増減はあるが、保険給付総額では増減はないとのことでした。

議案第10号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、所得税法等の一部改正に伴う改正であり、議案第11号 土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例

は、地域密着型通所介護の創設に伴う改正であるとの説明がありました。

委員から、臨時福祉給付金の対象者について質問があり、平成 28 年度臨時福祉給付金の対象者と同一であるとの回答がありました。また、国民健康保険給付費の増額要因について質問があり、高額な医療費がかかる方の割合が前年度に比べて増加していることによるとの回答がありました。

健康増進課所管部分について、小豆島中央病院企業団職員が町の保健福祉事業に従事することに伴う負担金、「小豆島の地域医療を守り育てる島民運動」に係る予算の組替えについて説明がありました。委員から、地域医療を守り育てる島民運動に多くの住民参加を図るべきであるとの意見がありました。

議案第 6 号 福祉サービス事業特別会計補正予算については、人事院勧告等による人件費の補正です。

教育総務課所管部分について、保育所費では、給食賄材料費と大鐸幼稚園の施設修繕費を補正します。小学校費は、豊島小中学校の校長室のシロアリ駆除及び外壁の修理費用です。小学校費及び中学校費の要・準要保護児童援助費及び特別支援教育就学奨励費については、対象児童・生徒の増加に伴い増額補正します。

議案第 12 号 土庄町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、子育て支援センターの一部を愛の園保育所の園外保育室として使用するため所要の改正を行うとの説明がありました。

委員から、豊島小中学校の外壁修理について質問があり、老朽化による外壁コンクリートの危険な箇所を修繕するとの回答がありました。

生涯学習課所管部分について、文化財保護事業は、特別天然記念物宝生院シンパク環境整備事業の全体事業費変更による増額補正です。選択無形民俗文化財記録作成事業は、県の助言に基づき今年度小豆 2 町による調査委員会を設置し、運営するための負担金などを補正します。保健体育推進事業では、当初予定していたスポーツイベントを取りやめ、新たに総合会館小ホールにボルダリング設備を整備する費用及び野球教室や交流試合を実施する費用を補正します。体育施設維持管理費では、総合会館のバスケットゴール、勤労者体育館の防球ネットなどの修繕費を増額します。

議案第 22 号 工事請負契約の変更については、旧北浦小学校校舎改修工事において内部改修工事及び外部改修工事の増工に伴い、請負工事契約を増額変更するものであるとの説明がありました。

委員から、宝生院シンパク環境整備事業の全体事業費と事業者の負担割合について質問があり、事業費は 4 年間で 1173 万 4 千円を見込んでおり、事業者の負担は 6 分の 1 であると回答がありました。委員から、ボルダリング設備の運用方法について質問があり、総合会館小ホールの利用状況に合わせて設置、撤

去を行うとの説明がありました。また、委員から、体育施設の老朽化が進んでいると思われるので、施設の現状把握に努めるべきであるとの意見がありました。

以上、教育民生常任委員会へ付託されました案件の審査内容の報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（濱中幸三君）

これもちまして、各常任委員長の審査結果報告を終わります。

委員長報告に対する質疑

○議長（濱中幸三君）

これより各常任委員長より報告のありました件を議題といたします。

総務建設常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、総務建設常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

教育民生常任委員長の報告について質疑を行います。

質疑のある方はご発言願います。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

ないようでございますので、教育民生常任委員長の報告についての質疑は、これをもって終了いたします。

討論、採決（議案第 1 号～議案第 25 号）

○議長（濱中幸三君）

日程第 2、議案第 1 号 平成 28 年度土庄町一般会計補正予算（第 3 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 1 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 3、議案第 2 号 平成 28 年度土庄町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 2 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 4、議案第 3 号 平成 28 年度土庄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 3 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 5、議案第 4 号 平成 28 年度土庄町農業集落排水事業特別会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 4 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 6、議案第 5 号 平成 28 年度土庄町介護保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 5 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 7、議案第 6 号 平成 28 年度土庄町福祉サービス事業特別会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 6 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 8、議案第 7 号 平成 28 年度土庄町水道事業会計補正予算 (第 1 号) について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 7 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 9、議案第 8 号 平成 27 年度土庄町水道事業利益剰余金処分について
討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 8 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 10、議案第 9 号 土庄町税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 9 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 11、議案第 10 号 土庄町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 10 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 12、議案第 11 号 土庄町指定地域密着型サービス等の事業の人員、設備及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 11 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 13、議案第 12 号 土庄町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 12 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 14、議案第 13 号 土庄町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 13 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 15、議案第 14 号 土庄町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部

を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 14 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 16、議案第 15 号 土庄町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 15 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 17、議案第 16 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 16 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 18、議案第 17 号 土庄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 17 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 19、議案第 18 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 18 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 20、議案第 19 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 19 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 21、議案第 20 号 香川県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び香川県市町総合事務組合規約の一部変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 20 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 22、議案第 21 号 香川縣市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少に伴う財産処分について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 21 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 23、議案第 22 号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 22 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

んか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 24、議案第 23 号 工事請負契約の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 23 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長 (濱中幸三君)

日程第 25、議案第 24 号 新たに生じた土地の確認について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

(発言者なし)

○議長 (濱中幸三君)

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長 (濱中幸三君)

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 24 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長 (濱中幸三君)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（濱中幸三君）

日程第 26、議案第 25 号 字の区域の変更について討論を行います。

本案に対する反対討論の発言を許します。

（発言者なし）

○議長（濱中幸三君）

反対討論なしと認めます。

これをもって、討論を終了いたします。

○議長（濱中幸三君）

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第 25 号を原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

閉会中の継続調査申出

○議長（濱中幸三君）

日程第 27、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

土庄町議会会議規則第 74 条の規定により、各委員会の委員長から、お手元に配布いたしております申出書のとおり、閉会中の継続調査申出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申出書のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（濱中幸三君）

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、継続調査に付することに決しました。

閉会

○議長（濱中幸三君）

以上をもちまして、本定例会に付議されました案件の審議は、すべて終了い

たしました。

これにて平成 28 年 12 月土庄町議会定例会を閉会いたします。誠にお疲れ様
でした。

閉 会 午前 10 時 14 分

地方自治法第 123 条第 2 項による署名議員

土庄町議会議長 (濱 中 幸 三)

同 議員 (山 崎 勝 義)

同 議員 (川 本 貴 也)